

口座振替申請書 記入例

口座振替申請書

平成××年××月××日

ご所有の株式等の会社名をご記入ください。

会社名 ○○○○株式会社

日本証券代行株式会社 あて

私名義の特別口座の保有欄に記載または記録されている上記銘柄の振替株式について、下記振替先口座の保有欄への口座振替を申請いたします。

住所	〒 103 - 0000 (日中連絡先) 03 - 1234 - 5678
	東京都中央区日本橋茅場町 1-2-4
氏名	(フリガナ) ダイコウ タロウ
	代行 太郎
	届出印 代行

お届出住所、氏名および電話（日中連絡可能な電話番号）をご記入ください。

お届出印をご捺印ください。

1. 振替の対象となる株式数

株式数	1,100 株
-----	---------

特別口座に記録された株式数の範囲内のうち、口座振替申請される株式数をご記入ください。なお、単元未満株式の振替も可能です。

2. 振替先の口座明細 (お取引の証券会社等に確認のうえ正確にご記入ください。)

証券会社等の名称	△△△△証券
部支店名	▲▲▲支店
機構加入者コード	0012345 (機構加入者コードは「ゼロ」を含む7桁すべてをご記入ください。)
加入者名	代行太郎
加入者口座コード	0012345-000000123456789 (加入者口座コードは「ゼロ」を含む21桁すべてをご記入ください。)

振替先の口座明細が不明な場合は、口座を開設された証券会社等に確認のうえご記入ください。

機構加入者コード、加入者口座コードは「ゼロ」を含むすべての桁をご記入ください。

【ご注意】

- 特別口座から一般口座への振替の申請は、振替先の口座の名義が特別口座と同一の名義でないとお取扱いできません。ただし、改姓名、商号変更等で名義が相違する場合は、変更手続きによる変更後に振替を申請してください。
- 口座振替は申請を受け付けてから振替先の口座に振替えられるまで、所定の日数がかかりますのでご承知おきください。なお、口座振替日のご指定はできません。また、会社合併、株式分割等の実施により、受付を停止する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 一般口座をお持ちでない場合は、新たに証券会社等に一般口座を開設していただく必要があります。一般口座の開設に関するお手続き方法は、直接証券会社等へお問い合わせください。なお、新たに開設した一般口座は、開設した証券会社等から株式会社証券保管振替機構に登録されませんと、口座振替の手続きができませんので、お取引の証券会社等へ「特別口座からの口座振替申請を行う」旨をお申し出のうえ、お手続きください。
- 加入者口座コード等の振替先の口座明細は、内容が相違しますと口座振替の手続きができませんので、お取引の証券会社等にご確認のうえ、ご記入ください。
- 振替の対象となる株式数は、特別口座に記載または記録された株式数の範囲内でのみ、お取扱いします。
- 普通株式以外の振替株式についてお申し出いただく場合は、株式数欄に株式の種類もご記入ください。ご記入のない場合は、普通株式を対象としてお取扱いします。【例「優先株式1,000株」】

社用欄

銘柄コード	株主番号	証印	担当

口座振替申請書

年 月 日

会社名	
-----	--

日本証券代行株式会社 あて

私名義の特別口座の保有欄に記載または記録されている上記銘柄の振替株式について、下記振替先口座の保有欄への口座振替を申請いたします。

住所	〒 _____ (日中連絡先) _____	
	(フリガナ) _____	届出印
氏名		

1. 振替の対象となる株式数

株 式 数	株
-------	---

2. 振替先の口座明細 (お取引の証券会社等に確認のうえ正確にご記入ください。)

証券会社等の名称									
部支店名									
機構加入者コード								(機構加入者コードは「ゼロ」を含む7桁すべてをご記入ください。)	
加入者名									
加入者口座コード									(加入者口座コードは「ゼロ」を含む21桁すべてをご記入ください。)

【ご注意】

1. 特別口座から一般口座への振替の申請は、**振替先の口座の名義が特別口座と同一の名義でないとお取扱いできません。**ただし、改姓名、商号変更等で名義が相違する場合は、変更手続きによる変更後に振替を申請してください。
2. 口座振替は申請を受け付けてから振替先の口座に振替えられるまで、所定の日数がかかりますのでご承知おきください。なお、口座振替日のご指定はできません。
また、会社合併、株式分割等の実施により、受付を停止する場合がありますのであらかじめご了承ください。
3. **一般口座をお持ちでない場合は、新たに証券会社等に一般口座を開設していただく必要があります。**一般口座の開設に関するお手続き方法は、直接証券会社等へお問い合わせください。
なお、新たに開設した一般口座は、**開設した証券会社等から株式会社証券保管振替機構に登録されませんと、口座振替の手続きができませんので、お取引の証券会社等へ「特別口座からの口座振替申請を行う」旨をお申し出のうえ、お手続きください。**
4. 加入者口座コード等の**振替先の口座明細は、内容が相違しますと口座振替の手続きができませんので、お取引の証券会社等にご確認のうえ、ご記入ください。**
5. 振替の対象となる株式数は、特別口座に記載または記録された株式数の範囲内でのみ、お取扱いします。
6. 普通株式以外の振替株式についてお申し出いただく場合は、株式数欄に株式の種類もご記入ください。ご記入のない場合は、普通株式を対象としてお取扱いします。【例『優先株式1,000株』】

社用欄

銘柄コード

株 主 番 号

証印		担当